

公共測量実態調査調査票

## 公共測量実態調査調査票

- ・統計上の目的以外での使用はしません。
- ・結果を公表する際はすべて統計処理をした形で行いますので、機関が特定されることはありません。

### 1. 記入上の留意点

平成19年度に実施した公共測量等について、調査事項があります。各調査事項へのご回答は、該当する番号等を記入してください。

公共測量を実施していない場合でも、2～5及び7～9を記入してください。

### 2. 共通記入事項

(1) 機関区分に該当する番号を記入してください。

番号	機関区分	番号	機関区分	番号	機関区分
0 1	内閣府	0 7	国土交通省	1 3	町 村 独立行政法人
0 2	法務省	0 8	環境省	1 4	
0 3	財務省	0 9	宮内庁	1 5	
0 4	文部科学省	1 0	防衛省		
0 5	農林水産省	1 1	都道府県		
0 6	経済産業省	1 2	市(東京特別区含む)		

該当番号： \_\_\_\_\_

(2) 所在の都道府県名を記入してください。

番号	都道府県名	番号	都道府県名	番号	都道府県名	番号	都道府県名
0 1	北海道	1 3	東京都	2 5	滋賀県	3 7	香川県
0 2	青森県	1 4	神奈川県	2 6	京都府	3 8	愛媛県
0 3	岩手県	1 5	新潟県	2 7	大阪府	3 9	高知県
0 4	宮城県	1 6	富山県	2 8	兵庫県	4 0	福岡県
0 5	秋田県	1 7	石川県	2 9	奈良県	4 1	佐賀県
0 6	山形県	1 8	福井県	3 0	和歌山県	4 2	長崎県
0 7	福島県	1 9	山梨県	3 1	鳥取県	4 3	熊本県
0 8	茨城県	2 0	長野県	3 2	島根県	4 4	大分県
0 9	栃木県	2 1	岐阜県	3 3	岡山県	4 5	宮崎県
1 0	群馬県	2 2	静岡県	3 4	広島県	4 6	鹿児島県
1 1	埼玉県	2 3	愛知県	3 5	山口県	4 7	沖縄県
1 2	千葉県	2 4	三重県	3 6	徳島県		

該当番号： \_\_\_\_\_

(3) 担当窓口について

国土地理院から本調査に関する問い合わせを行う際の担当窓口（機関及び部署名・担当者名・電話番号・E-mailアドレス）を記入してください。

機関及び部署:

担当者:

電話番号:

アドレス:

### 3. 測量作業規程の作成状況について

(1) 測量作業規程の作成状況

① 測量に使用された作業規程は何ですか。回答が2及び3の場合はその作業規程名を記入してください

1	国が作成した規程※を使用又は準用
2	貴機関が独自に作成した規程を使用
3	その他の規程を使用
4	なし

※ 「国が作成した規程」とは、以下の規程をいいます。

- ・ 基準点測量、地形測量、応用測量に対応した「国土交通省公共測量作業規程」
- ・ 土地区画整理事業に対応した「土地区画整理事業測量作業規程」
- ・ 土地改良事業に対応した「農林水産省農村振興局測量作業規程」

該当番号: \_\_\_\_\_ 作業規程名: \_\_\_\_\_

該当番号: \_\_\_\_\_ 作業規程名: \_\_\_\_\_

該当番号: \_\_\_\_\_ 作業規程名: \_\_\_\_\_

② 作業規程の準則の内容が見直され、平成20年4月1日に改正施行されたことを知っていますか。

1	知っている
2	知らない

該当番号: \_\_\_\_\_

③ 作業規程の準則が改正施行され、対応はどうされましたか。「2」を選んだ場合、理由もお書きください。

1	規程を改正した
2	特に何もしていない

該当番号: \_\_\_\_\_ 理由: \_\_\_\_\_

④ 作業規程の準則が改正され、製品仕様書、品質評価及びメタデータ等の作成が必要になりましたが、対応はどうしていますか。「2」を選んだ場合、理由もお書きください。

1	作成している（検討中を含む）
2	特に何もしていない

該当番号: \_\_\_\_\_ 理由: \_\_\_\_\_

(2) 作業規程の改正について

作業規程の準則を準用することで作業規程を改正できることを知っていますか。

1	知っている
2	知らない

該当番号: \_\_\_\_\_

(3) 基盤地図情報の整備について

- ①地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第3項における国土交通省令「地理空間情報活用推進基本法第2条第3項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令（平成19年省令第78号）」の規定を満たす基盤地図情報の整備を行う予定はありますか。「2」を選んだ場合、理由もお書きください。

1	ある
2	ない

該当番号：\_\_\_\_\_ 理由：\_\_\_\_\_

- ②準則を適用することで基盤地図情報を整備できることを知っていますか。

1	知っている
2	知らない

該当番号：\_\_\_\_\_

- ③国土地理院では「基盤地図情報」をインターネットにより提供しています。「基盤地図情報」を法定図書等の作成に利用することを考えますか。

1	利用したい
2	分からない

該当番号：\_\_\_\_\_

(4) 測量新技術について

- ①ネットワーク型RTK-GPS法、RTK-GPS法、デジタル航空カメラによる撮影、写真地図作成及び航空レーザ測量を知っていますか。「2」を選んだ場合、その技術すべてをお書きください。

1	すべて知っている
2	知らない技術がある
3	すべて知らない

該当番号：\_\_\_\_\_ 知らない技術：\_\_\_\_\_

- ②ネットワーク型RTK-GPS測量作業を行ったことがありますか。

1	ある
2	ない
3	これから導入予定である

該当番号：\_\_\_\_\_

- ③RTK-GPS測量作業を行ったことがありますか。

1	ある
2	ない
3	これから導入予定である

該当番号：\_\_\_\_\_

- ④デジタル航空カメラによる撮影により写真地図作成作業を行ったことがありますか。

1	ある
2	ない
3	これから導入予定である

該当番号：\_\_\_\_\_

⑤航空レーザ測量作業を行ったことがありますか。

1	ある
2	ない
3	これから導入予定である

該当番号： \_\_\_\_\_

(5) 測量成果の検定について

測量成果の検定に関する第三者機関の存在を知っていますか。

1	知っている
2	知らない

該当番号： \_\_\_\_\_

(6) 測量成果の作成方法について

測量成果は原則として電磁的記録媒体で提出するものとし、その標準的な様式として測量成果電子納品要領（案）及び電子納品運用ガイドライン（案）を参考とすることを知っていますか。

1	知っている
2	知らない

該当番号： \_\_\_\_\_

(7) 測量技術者について

測量作業発注部署に、測量士及び測量士補は何人いますか。

測量士： \_\_\_\_\_人

測量士補： \_\_\_\_\_人

(8) 測量法について

測量において得られた成果の活用を一層促進するため、国が作成した地図等の基本測量の測量成果をインターネットにより提供する制度の創設、地図等の測量成果の複製に係る規制の合理化等を行うため、測量法が一部見直され平成20年4月1日に施行されたことを知っていますか。

1	知っている
2	知らない

該当番号： \_\_\_\_\_

(9) 地理空間情報活用推進基本法について

地理情報システム（GIS）と衛星測位の活用推進による国民生活向上と産業発展のため地理空間情報活用推進基本法が制定され平成19年8月29日に施行されたことを知っていますか。

1	知っている
2	知らない

該当番号： \_\_\_\_\_

#### 4. 測量成果の整備状況等について

(1) 貴機関においてこれまで作成された測量成果の整備状況と活用状況

①貴機関では公共基準点を設置していますか。

1	ある
2	ない

※公共基準点とは、公共測量によって設置された1～4級基準点、及び1～4級水準点をいいます。また、地籍測量によって設置された地籍図根点等も含まれます。

該当番号： \_\_\_\_\_

(2) 地図の整備状況

①貴機関で、縮尺1/2,500以上の地図(1/2,500、1/1,000、1/500等)を作成していますか。また、その地図は、デジタル化されていますか。

1	紙地図だけ作成
2	デジタルデータもあり
3	作成していない

該当番号：\_\_\_\_\_

②上記①の設問で、2の「デジタルデータもあり」と回答された場合、その整備状況を記入してください。

1	全域
2	主に市街地中心部
3	その他の地域

該当番号：\_\_\_\_\_

③整備されている地図の基となった空中写真はどのようなものを使用しましたか。

1	国土地理院や国、地方公共団体のものを使用した
2	新たに撮影を行った
3	民間のものを使用した

該当番号：\_\_\_\_\_

(3) 測量成果の公開

①これまでに設置した公共基準点や空中写真、都市計画図などの測量成果は、一般に公開していますか。

1	全部公開
2	一部公開
3	非公開 ③ (イ) ～ (P. 7)

該当番号：\_\_\_\_\_

② ①で「1 全部公開」、「2 一部公開」と回答された機関にお尋ねします。

(イ)公開にかかる費用についてはどうされていますか。

閲覧の場合

1	有料
2	無料
3	その他

該当番号：\_\_\_\_\_

交付の場合

1	有料
2	無料
3	その他

該当番号：\_\_\_\_\_

(ロ)交付等に関して文書化されたルールを規定していますか。

1	規定している
2	規定していない
3	その他

該当番号：\_\_\_\_\_

(ハ)他の公共機関や民間企業から、公共基準点の測量標や都市計画図などの測量成果の使用又は複製申請を受けたことがありますか。

測量成果の使用申請の場合

1	ある
2	ない

該当番号：\_\_\_\_\_

測量成果の複製申請の場合

1	ある
2	ない

該当番号：\_\_\_\_\_

(ニ)民間企業から、都市計画図をデジタル化するために測量成果の使用申請を受け、承認したことがありますか。

1	ある
2	ない

該当番号：\_\_\_\_\_

(ホ)測量成果の使用申請を受けそれを承認した場合、使用にかかる費用についてはどうされていますか。

申請先が公共団体の場合

1	有料
2	無料
3	その他

該当番号：\_\_\_\_\_

申請先が民間の場合

1	有料
2	無料
3	その他

該当番号：\_\_\_\_\_

(ハ)閲覧または、謄本・抄本の交付が可能な機関に伺います。

謄抄本交付後、その成果を使用して二次的著作物を作成することに特段の制限・条件はありますか。

1	制限・条件はない
2	一定の制限・条件がある

該当番号：\_\_\_\_\_

(ト)(ハ)で「制限・条件がある」と回答された機関に伺います。

その場合の条件はどのようなものですか。

1	著作権料を払ってもらう
2	出典を明示する
3	使用する場合の届出を行う
4	その他

該当番号：\_\_\_\_\_

③ (3) の①で「3 非公開」と回答された機関に伺います。

(イ) 非公開の理由はどのようなことからですか。

1	体制が整っていない (成果の管理・提供体制、条例未整備等)
2	条例に非公開と規定されている

該当番号： \_\_\_\_\_

(ロ) 今後閲覧等の計画はありますか。

1	ある
2	ない

該当番号： \_\_\_\_\_

(ハ) (ロ) で「1 ある」と回答された機関に伺います。

いつごろの予定ですか。

1	3年以内
2	4～5年以内
3	6～10年以内

該当番号： \_\_\_\_\_

(4) 民間企業が作成した測量成果の利用状況

① 十分な精度をもった民間企業の測量成果 (基準点や大縮尺地図) が貴機関の管轄内に存在する場合、その成果を公共測量に利用したことがありますか。

1	ある
2	ない

該当番号： \_\_\_\_\_

② 民間企業の測量成果を使用した時、測量成果の精度検証はどのように行いましたか。

1	自機関が行った
2	受注した測量作業機関が行った
3	第三者機関に依頼して行った
4	行っていない

該当番号： \_\_\_\_\_

(5) 公共測量の計画について

① 公共測量は主にどなたが計画しましたか。

1	自機関 (職員)
2	測量設計コンサルタント (測量の実施とは別に計画、策定を依頼)
3	測量作業機関

該当番号： \_\_\_\_\_

② 公共測量実施にあたって、国土地理院に実施計画書を提出しましたか。

1	提出した
2	提出していない ⑤へ

該当番号： \_\_\_\_\_

③ 公共測量実施計画書を提出されたのは、いつでしたか。

1	発注前
2	測量作業実施中
3	作業完了後

該当番号： \_\_\_\_\_



④上記③の設問で、「2 測量作業実施中」、または「3 作業完了後」と回答された場合、その理由は何ですか。

1	国土地理院から案内があったため
2	測量作業機関から提出の必要性を指摘されたため
3	登録後受注業者が計画を行うため
4	忘れていたため
5	その他

該当番号：\_\_\_\_\_

⑤上記②の設問で、2の「提出していない」と回答されたその理由は何ですか。

1	届出制度を知らなかったため
2	公共測量に該当しないと思っていたため
3	測量作業機関に任せていたため
4	その他

該当番号：\_\_\_\_\_

## 5. 世界測地系への対応状況について

平成14年4月に改正測量法が施行され、測量の基準は日本測地系から世界測地系となりました。改正測量法の施行後、公共測量は世界測地系により実施することになっています。

公共基準点成果、数値地図成果及び紙地図成果の場合の対応状況について、伺います。

なお、世界測地系に関する情報は、以下の国土地理院ホームページから、ご覧になれます。<http://www.gsi.go.jp/LAW/jgd2000/AboutJGD2000.htm>

### (1) 公共基準点成果の場合

貴機関において、現在までの世界測地系への対応状況はどうなっていますか。

1	全て対応済み
2	一部対応済み
3	未対応
4	該当する成果がない

該当番号：\_\_\_\_\_

(2) 数値地図成果の場合

貴機関において、現在までの世界測地系への対応状況はどうなっていますか。

1	全て対応済み
2	一部対応済み
3	未対応
4	該当する成果がない

該当番号： \_\_\_\_\_

(3) 紙地図成果の場合

貴機関において、現在までの世界測地系への対応状況はどうなっていますか。

1	全て対応済み
2	一部対応済み
3	未対応
4	該当する成果がない

該当番号： \_\_\_\_\_

## 6. 平成19年度貴機関における公共測量の実施状況調査について

(1) ①～⑫については、13ページの表へ記入してください。

①測量地域について、下記要領で記入して下さい。

- ・当該測量地域の都道府県名、市町村名及び概略の測量範囲を記入してください。なお、市町村合併されている場合には、新市町村名の他に旧市町村名を併記してください。

注1：実施した概略の地域がわかるよう、市町村名の後に〇〇町全域、〇〇市市街地、〇〇県東部等と記入してください。

注2：県全域又は広範囲の地域を実施した場合は、市町村名を省略し、〇〇県全域又は〇〇県東部等と記入してください。

②公共測量の主な目的に該当する番号を測量計画ごとに記入してください。

番号	測量目的	番号	測量目的
01	都市(都市計画・区画整理・宅地開発等)	10	農業基盤(ほ場整備・土地改良等)
02	生活環境(公園・上下水道・地盤沈下等)	11	鉱工業(地質調査・電源開発等)
03	道路(道路計画・道路台帳等)	12	地質調査
04	鉄道	13	調査・研究(文化財調査等)
05	港湾・空港(港湾計画・空港計画)	14	災害
06	海岸	15	総合計画
07	治山(砂防計画・治山計画等)	16	固定資産現況調査
08	治水(河川計画・ダム計画等)	17	世界測地系への変換
09	森林	18	その他

注1：GIS(地理情報システム)で利用するものは、備考欄に”GIS”と記入してください

注2：その他の場合は、備考欄に具体的にその名称を記入してください。

- ③ 測量種別について該当する番号を記入してください。一物件で複数の測量種別に該当する場合は、種別毎に別の欄に分けて記入してください。

番号	測量種別	番号	測量種別
01	GPSによる基準点測量	12	写真測量による地図修正
02	TSによる基準点測量	13	デジタルマッピング（新規作成）
03	01,02以外による基準点測量	14	デジタルマッピング（修正）
04	水準測量	15	既成図数値化*
05	縦横断測量	16	写真地図作成（デジタルオルソ）
06	TSによる地図作成	17	地図編集（縮図編集）
07	TSによる地図修正	18	白黒空中写真撮影
08	平板測量による地図作成	19	カラー空中写真撮影
09	平板測量による地図修正	20	ネットワークRTK-GPS
10	既成図による地図修正	21	航空レーザ
11	写真測量による地図作成		

例1：路線測量、河川測量、用地測量、深淺測量等を実施した場合の調査票の記入は、基準点測量、水準測量、平板測量、縦横断測量等それぞれの測量種別の該当番号を次の段に続けて記入し、測量種別毎の設問にお答えください。

例2：空中写真撮影から地図作成までを一連で実施した場合の調査票の記入は、白黒空中写真撮影、写真測量による地図作成等それぞれの測量種別の該当番号を次の段に続けて記入し、測量種別毎に設問にお答えください。

注1：GPSとTSを用いて、混合方式により基準点測量を行った場合は、01と02の両方の番号を記入してください。

\* 既成図数値化とは、既存の紙地図をデジタイザー又はスキャナー等を用いて数値化する方法です（マップデジタイズ法等）。

- ④ 公共測量で設置した基準点(水準点を含む)について該当する番号を記入してください。

番号	1	2	3	4	簡
作業種別					
基準点	1級基準点	2級基準点	3級基準点	4級基準点	
水準点	1級水準点	2級水準点	3級水準点	4級水準点	簡易水準点

- ⑤ 公共測量で作成した地図及び写真地図を作成した場合、完成図(地図・写真地図)の縮尺を記入してください。

- ⑥ 公共測量で撮影した空中写真の撮影縮尺及び地上画素寸法を記入してください。

- ⑦ 公共測量の事業量について下記の要領で記入してください。

(イ) 基準点測量の場合は、新設点数を記入してください。

なお、3級、4級基準点等、点数で記入することが困難な場合は、測量範囲の面積(0.1km<sup>2</sup>単位)又は延長距離(1km単位)を面積欄又は延長距離欄に記入してください。

(ロ) 水準測量の場合は、延長距離(1km単位)を記入してください。

(ハ) 縦横断測量の場合は、延長距離(1km単位)を次式により算出し記入してください。

$$\text{縦横断延長距離} = \text{縦断延長距離} + (\text{平均横断距離} \times \text{横断本数})$$

(ニ)地図作成・修正、写真地図作成、地図編集及び空中写真撮影の場合は、測量範囲の面積(0.1km<sup>2</sup>単位)を記入してください。  
 なお、空中写真撮影で、面積を記入することが困難な場合は、撮影コースの延長距離(1km単位)を記入してください。

(ホ)基準点測量及び水準測量を実施し、永久標識を設置した場合は、その等級と点数を記入してください。

(ハ)当該測量を実施するにあたり、使用した既知点(基本基準点・公共基準点)の点数を記入してください。

※ 基本基準点とは、基本測量によって設置された1～4等三角点、2等多角点及び1～3等水準点をいいます。

(ト)上記(ハ)の設問で使用した既知点の内訳について該当する番号を記入してください。

番号	1	2	3
内訳	基本基準点	基本基準点+公共基準点	公共基準点

(チ)道路台帳作成等、線状に実施した場合は、延長距離(km)と作成幅(m)を記入してください。(例) 45km×50m

(リ)同一作業で、一部外注又は一部直営で実施した場合は、別々に記入してください。

⑧所要経費についてお尋ねします。

公共測量に要した経費(税込み)を測量種別ごとに記入してください(万円単位、以下切り捨て)。なお、測量種別ごとに記入することが困難な場合は、まとめて記入してください。

⑨測量機器及び測量成果の検定についてお尋ねします。

(イ)測量機器の検定

i) 基準点測量を実施した場合(③の設問において、01～05の測量種別に該当)、所定の検定を受けた測量機器を使用していますか。

番号	1	2
区分	受けている	受けていない

ii) 上記i)の設問で、2の「受けていない」と回答されたその理由は何ですか。

番号	1	2	3	4
区分	必要ないと判断	忘れた	知らなかった	その他

(ロ)測量成果の検定

i) 公共測量で得られた測量成果は、第三者機関の検定を受けていますか。

番号	1	2
区分	受けている	受けていない

ii) 上記 i) 設問で、2 の「受けていない」と回答されたその理由は何ですか。

番号	1	2	3	4
区分	必要ないと判断	忘れた	知らなかった	その他

⑩ 公共測量を担当した課名を記入してください。

⑪ 直営・外注の区分について該当する番号を記入してください。

番号	1	2	3
区分	直営	外注	両方

⑫ 継続作業の場合の記入について

数年間にわたり継続実施される公共測量で、平成19年度分を記載することが困難な場合は、全測量種別、全事業量等を記入し、備考欄に「平成○年度～○年度分」と記入してください。

① 測量地域 都道府県名	市町村名及び概略位置 (〇〇市東部等)	② 測量目的	③ 測量種別	④ 設置した基準点の等級 1 2 3 4 筒	⑤ 作成した地図縮尺 1/	⑥ 撮影した写真縮尺 1/	⑦ 事業量					⑧ 所要経費 万	⑨ 検定		⑩ 担当課	⑪ 直営外注の区分	⑫ 備考		
							面積 km <sup>2</sup> ・	延長距離 km・	新設点数	永久標識 等級 点数	既知点 点数		内訳	器械 i) ii)				成果 i) ii)	
				1 2 3 4 筒	1/	1/	1/	km <sup>2</sup> ・	km・	点	級	点	点	点	点	万			
				1 2 3 4 筒	1/	1/	1/	km <sup>2</sup> ・	km・	点	級	点	点	点	点	万			
				1 2 3 4 筒	1/	1/	1/	km <sup>2</sup> ・	km・	点	級	点	点	点	点	万			
				1 2 3 4 筒	1/	1/	1/	km <sup>2</sup> ・	km・	点	級	点	点	点	点	万			
				1 2 3 4 筒	1/	1/	1/	km <sup>2</sup> ・	km・	点	級	点	点	点	点	万			
				1 2 3 4 筒	1/	1/	1/	km <sup>2</sup> ・	km・	点	級	点	点	点	点	万			
				1 2 3 4 筒	1/	1/	1/	km <sup>2</sup> ・	km・	点	級	点	点	点	点	万			

## 7. 地理情報システム(GIS)の導入状況等について

国土地理院では、公共測量の指導・助言等を行っていますが、一方で、「地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議」の事務局を補佐し、GISの積極的な推進を進めています。現在、地方公共団体においては、様々な業務分野や全庁的な取り組みとして、公共測量成果である地図データ等を活用したGISの導入またはその検討が進められています。公共測量成果等の利活用という観点から、GISの導入状況についてお尋ねします。

- (1) 貴機関のインターネット及びローカルエリアネットワーク(LAN)接続の状況についてお尋ねします。

1	すべてのパーソナルコンピュータがインターネット接続可能、又は組織内のLANに接続されている。
2	一部のパーソナルコンピュータのみインターネット接続可能であり、ほぼすべて組織内でLANに接続されている
3	一部のパーソナルコンピュータのみインターネット接続可能であり、一部LANに接続されている
4	インターネット又はLANの接続はされていない

該当番号： \_\_\_\_\_

- (2) 貴機関では、GISをどのように取り組んでいますか。

1	既に利用している業務がある(導入時期 年 月)
2	未稼働だがシステム構築またはデータ整備中である(稼働予定 年 月)
3	システム設計等の調査・検討中の業務がある
4	導入すべきかどうか検討中の業務がある
5	関心はあるが、未検討である
6	関心がない
7	GISを知らない

該当番号： \_\_\_\_\_ ， 年月： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

- (3) (2)の質問で「1」～「4」とお答えの機関にお尋ねします。

① GISを導入(予定を含む)している業務は何ですか(複数回答可)。

番号	業務分野	番号	業務分野
01	固定資産税	11	観光
02	住民登録	12	教育
03	管財	13	都市計画
04	地籍	14	建築確認
05	消防防災	15	道路管理
06	環境管理	16	河川管理
07	医療・福祉	17	上水道
08	清掃事業	18	下水道
09	農林政	19	警察
10	商工	20	その他

該当番号： \_\_\_\_\_

②GIS構築における相談・助言・コンサルティングはどこに依頼しましたか。また、可能であれば、どこに依頼したいと考えていますか。

1	国土地理院
2	地元大学の先生等
3	民間のコンサルタント
4	民間の測量業者または地図調製業者
5	貴機関の検討機関（検討委員会、ワーキンググループ、勉強会等）

該当番号：\_\_\_\_\_

③GIS運用利用に対する課題がありますか（複数回答可）。

1	特になし
2	GISの使い勝手が悪い（システムを含む）
3	GISシステムの維持管理費が高価である
4	データの作成、更新費が高価である
5	GISを運用できる職員が不足している
6	データの著作権について困ることがある
7	個人情報保護の面から困ることがある
8	その他（_____）

該当番号：\_\_\_\_\_

(4) (2)の質問で「1」とお答えの機関にお尋ねします。

①GISの導入により、どのような効果がありましたか。（複数回答可）

1	台帳データ等を組み合わせることで効率的な作業ができた
2	住民への窓口サービス、情報公開が容易にできた
3	解析業務に活用することで政策決定が迅速・効率的にできた
4	庁内で情報（データを含む）共有化することでコストダウンが図れた
5	目的に応じた地理資料作成ができた
6	特に効果がなかった
7	その他（_____）

該当番号：\_\_\_\_\_

※上記質問で6と回答された方、よろしければ理由をお書きください。

理由：\_\_\_\_\_

②GISで使用している地図データ等は、どなたが整備したデータですか。名称・縮尺、精度についてもお答えください。（複数回答可）

番号	区分	名称・縮尺、精度
1	公共測量成果として整備されたデータ	
2	国土地理院から刊行されているデータ	数値地図 2500、10000、25000、200000 その他（_____）
3	民間から販売されているデータ	
4	その他	

該当番号：\_\_\_\_\_ 名称等：\_\_\_\_\_

該当番号：\_\_\_\_\_ 名称等：\_\_\_\_\_

該当番号：\_\_\_\_\_ 名称等：\_\_\_\_\_



③GISデータの更新周期はどれくらいですか。(複数回答可) 名称については上記②ものを使用してください。その他の場合は、期間も記入してください。

1	1年に一回程度
2	5年に一回程度
3	リアルタイムまたはそれに近い回数
4	導入後、特に更新していない
5	その他(期間を名称等欄に記入してください)
6	わからない

該当番号: \_\_\_\_\_ 名称等: \_\_\_\_\_  
 該当番号: \_\_\_\_\_ 名称等: \_\_\_\_\_  
 該当番号: \_\_\_\_\_ 名称等: \_\_\_\_\_

(5) (2)の質問で「5」または「6」とお答えの機関にお尋ねします。

① GISを導入していないまたは未検討の理由は何ですか。

1	電子地図データ購入・整備に要する費用が高価であるため
2	ソフトウェア、システム購入または開発費が高価であるため
3	業務の内容に照らして、不要であるため
4	導入しても、システムをメンテナンスしていく余裕がないため
5	財源がないため
6	業務毎に背景地図データの要求精度、品質が異なるため
7	導入への理解が得られないため
8	その他( )

該当番号: \_\_\_\_\_

(6) 各省庁で行われているGISのモデル事業について、関心はありますか。

1	関心があり、参加した
2	関心があり、機会があれば参加したい
3	関心はあるが、参加は考えていない
4	関心はない
5	わからない

該当番号: \_\_\_\_\_

## 8. 地理情報標準について

国土地理院では、異なるGIS間でも地理情報を自由に交換出来るようにするため、地理情報作成における最低限の共通ルールである「地理情報標準」を作成し、その利用・普及を進めています。

(1) 地理情報標準について知っていますか。

1	具体的な内容を知っている
2	概要程度は知っている
3	存在は知っているが、概要、内容等は知らない
4	存在をまったく知らない

該当番号: \_\_\_\_\_

(2) (1)の質問で「1」または「2」とお答えの機関にお尋ねします。

①貴機関で整備している地図データの中で、地理情報標準に準拠して整備されたものはありますか。

1	準拠したデータあり
2	準拠したデータなし
3	わからない

該当番号： \_\_\_\_\_

(3) (2)の質問で「1」とお答えの機関にお尋ねします。

①地理情報標準のどの項目について準拠していますか。(複数回答可)

1	品質の要求または評価が準拠している
2	データ設計(応用スキーマを作成)が準拠している
3	メタデータが準拠している
4	データ形式がXML(地理情報標準)である
5	データ形式がG-XML(JISX7199)である
6	製品仕様書を作成している

該当番号： \_\_\_\_\_

(4) 地理情報標準のメリットについて、どのような効果を期待しますか(以下の該当する中から3つまで選んでください)。

1	国際標準に準拠し、政府公認の中立的な標準なので安心して使える
2	他システムのデータとの相互利用が容易になる
3	データ形式を何にするか迷わなくてすむ
4	製品仕様でデータ作成を発注できる
5	データの内容が製品仕様書により明確になる
6	データ更新の際、既存のさまざまなデータを容易に利用できる
7	システム更新の際、既存システムに依存しない
8	データとシステムを、互いに依存しないで発注できる

該当番号： \_\_\_\_\_

(5) 地理情報標準の理解と普及を目的としたセミナー等を全国各地で開催しています。お近くで開催される場合参加したいと思いますか。

1	ぜひ参加したい
2	参加を検討したい
3	参加したいとは思わない
4	わからない

該当番号： \_\_\_\_\_

## 9. 「電子国土Webシステム」について

国土地理院では、諸機関が数値化した各種の地理情報を、国土地理院が配信している地図データとWeb上で統合化して公開する「電子国土」の構想を進めています。この電子国土を使って情報を配信するのに必要な1つのツールである「電子国土Webシステム」を公開しています。

(1) 電子国土Webシステムについて知っていますか。

1	知っている
2	知らない

該当番号：\_\_\_\_\_

(2) (1)の質問で「1」とお答えの機関にお尋ねします。

①電子国土Webシステムを利用したことがありますか。(複数回答可)

1	職場で配信者として利用している
2	職場でユーザーとして利用している
3	職場以外で利用したことがある
4	利用していない

該当番号：\_\_\_\_\_

(3) 電子国土Webシステムは、自前で背景図を用意することなく、国土地理院などが用意した背景図を基にし、情報を重ね合わせて配信することにより、様々な行政サービスが可能です。

このシステムを利用してデータを配信したいと思いますか。

1	利用してみたい
2	内容がわからないので詳細を知りたい
3	利用してみたいとは思わない
4	わからない

該当番号：\_\_\_\_\_

(4) 国土地理院では、電子国土Webシステムの普及にあたり、貴機関で作成した地図情報レベル2500などの都市計画図(数値地形図データ)を貸与して頂き(貸与される場合には、貴機関と協定書等を締結します)、電子国土Webシステムの背景図として配信しています。その上に情報を付加するなどして、個人・民間・官署を問わず様々な方に利用していただくことを考えています。

貴機関で作成された都市計画図(数値地形図データ)を、国土地理院に貸与して頂けるかについてお尋ねします。

1	貸与できる
2	利用者が公的機関なら貸与できる
3	貸与できない
4	その他(具体的に)

該当番号：\_\_\_\_\_ 具体：\_\_\_\_\_

10. 作業規程の準則について意見・要望等ありましたらご記入下さい。

--